

債務負担行為に係る工事の前金払

1. この工事は、複数年にまたがる債務負担行為に係る工事である。
2. 各会計年度における請負代金の支払い限度額（以下「支払限度額」という。）は、次の割合のとおりとする。

平成29年度 約30%

平成30年度 約70%

また、出来高予定額は、次の割合のとおりとする。

平成29年度 約30%

平成30年度 約70%
3. 前金払は、各年度の出来高予定額（500万円以上）に対して前金払することができるが、各年度の出来高予定額の10分の4以内かつ5,000万円を超えないものとする。